

衆議院 第二百四回国会 經濟産業委員会 原子力問題調査特別委員会連合審査会議録 第一号

令和三年三月十八日(木曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

經濟産業委員会

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君 佐藤ゆかり君

理事 関 芳弘君 武藤 容治君

理事 山際大志郎君 齊木 武志君

理事 山岡 達丸君 中野 洋昌君

理事 畦元 将吾君 穴見 陽一君

理事 石川 昭政君 上野 宏史君

理事 神山 佑市君 神田 裕君

理事 工藤 彰三君 小林 鷹之君

理事 佐々木 紀君 鈴木 淳司君

理事 高木 啓君 辻 清人君

理事 富樫 博之君 西村 明宏君

理事 星野 剛士君 三原 朝彦君

理事 宗清 皇一君 八木 哲也君

理事 落合 貴之君 菅 直人君

理事 黒岩 宇洋君 松平 浩一君

理事 宮川 伸君 山崎 誠君

理事 高木美智代君 笠井 亮君

理事 美延 映夫君 浅野 哲君

理事 石崎 徹君

原子力問題調査特別委員会

委員長 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠彦君 江渡 聡徳君

理事 津島 淳君 中村 裕之君

理事 細田 健一君 長尾 秀樹君

理事 山内 康一君 中野 洋昌君

理事 井林 辰憲君 石川 昭政君

理事 泉田 裕彦君 岩田 和親君

理事 城内 実君 北村 誠吾君

理事 齋藤 健君 齋藤 洋明君

理事 土井 亨君 西田 昭二君

野中 厚君 福山 守君

古田 圭一君 星野 剛士君

三原 朝彦君 宮澤 博行君

築 和生君 吉野 正芳君

阿部 知子君 荒井 聰君

菅 直人君 齊木 武志君

日吉 雄太君 宮川 伸君

山崎 誠君 伊佐 進一君

浮島 智子君 藤野 保史君

足立 康史君 浅野 哲君

經濟産業大臣 梶山 弘志君

經濟産業大臣政務官 宗清 皇一君

政府特別補佐人 更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長) 堀内 義規君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 須藤 治君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (原子力規制庁次長) 片山 啓君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 山田 知徳君

参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長) 小早川智明君

經濟産業委員会専門員 宮岡 宏信君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 飯野 伸夫君

本日の会議に付した案件

經濟産業の基本施策に関する件(東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案)

能の一部喪失事案)

○富田委員長 これより經濟産業委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

經濟産業の基本施策に関する件、特に東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について調査を進めます。質疑の申出がありますので、順次これを許します。小林鷹之君。

○小林(鷹)委員 自由民主党の小林鷹之です。本来であれば、こうして質疑に立たせていただくとは大変ありがたいことなんですけれども、正直、今回は不本意でなりません。またか、これが多くの国民の率直な気持ちだと思えます。

先月の予算委員会の分科会でも、私、質疑に立たせていただきました。そのときに、梶山大臣に、カーボンニュートラルを実現するには原発は不可欠なんだ、また、グリーン成長戦略に原子力への依存度を可能な限り低減すると書かれているけれども、それはミスリードینگなんだ、そして、国民に対して正面から向き合い、もっと明確なメッセージを国として出す必要がある、私は大臣に対してそう申し上げたんです。

今回の報道に接したときに、本当にがっかりしましたし、正直、怒りが込み上げてまいりました。今日は、その気持ちを抑えつつ質疑に臨んでいます。まず、東京電力に伺っていきます。

私たちは、福島第一原発の事故を経験して以来、原発については、その再稼働を含めて、国民との信頼関係こそが基本であることを学んできたはずであります。特に、東電の社員の皆さんは、

この十年間、失われた信頼の回復に向けて汗をかくてこられたわけです。

私の地元千葉県には原発はございません。ただ、一昨年、大きな台風被害に見舞われまして、大規模停電を含めた甚大なる被害が生じたときに、世の中から当時の対応には厳しい声がありましたけれども、その中で現場で必死になって対応に当たった多くの社員の方々の姿を私は承知をしています。そういう姿がやはり信頼関係を築いていく原動力になるんだろうな、そのときはそう思っております。

しかし、昨年の九月にIDの紛失事案が起って、その舌の根も乾かぬうちに今回の事案です。国民との信頼関係を大きく傷つけることになったと思えます。この責任をどう感じていらっしゃるのか、国民の皆様に対して語っていただきたいと思えます。

○小早川参考人 東京電力ホールディングス社長の小早川でございます。

柏崎刈羽原子力発電所において、ID不正使用に続き、核物質防護設備の機能喪失に関して原子力規制委員会から大変厳しい評価結果の通知を受けたことにつきまして、大変重く受け止めております。また、安全対策工事の未完了を含め、地域の皆様を始め、広く社会の皆様に変な御心配をおかけし、改めて深くおわびを申し上げます。

当社は、十年前の福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓に立ち、安全へのおごりや過信などについて社員全員が心の底から反省し、二度とあのような事故を起こさないと志を共有して、安全の向上に向けて、謙虚に一歩ずつ改革に取り組んでまいりました。

そうした中で今回の事案が起きてしまったことは私としても痛恨の極みであり、まず、福島事故の反省、教訓に立ち返り、なぜこうしたことが

案という結構大部な法律を作つて、誰も相手にしてくれませんでした。多分相手にしてくれなかったのは大部過ぎたんじゃないかと思ひます。ちよつとアップデートする、もう少し読みやすい、発展的なアップデートをした新しい法律を、先日、三月十日に参議院に提出をさせていただいてゐる。それが今お配りをしてゐるもので

再稼働についての責任、政治責任をしっかりと明確にすること、避難計画の問題、損害賠償の責任の問題、それから最終処分、これらについて、やはり無責任体制が今も続いているのではないかとこの観点から、僭越ながら、我々が政府ならこうするという僭越な法案を出させていただいてゐます。

大臣、規制委員長、あるいは小早川社長、お三方に同じ問いを申し上げたいのは、今こうして連合審査会を開かなければならないような事態を招いてゐる原因はどこにあるかです。私は、東電の体質にもあると思うが、やはり原子力発電を取り巻く制度、法令です、法律のたてつけがやはり問題があるんじゃないかと思ひますが、いや、それはもう完璧だ、悪いのは東電の体質だということなのか、あるいは制度にも問題があると思ひます。その辺、政府から答えにくいと思ひますが、議事録は後で削除しても構いませんので、率直なところをお願いしたいと思ひます。

○梶山国務大臣 いろいろの要因があるとは思つております。これから規制委員会で大がかりな検査がされるわけでありませうけれども、そういう中では、その結果を見てしっかりと対応していかなければならぬと思ひますし、直すべきものはしっかりと直して行く。

そして、私はいつも原子力だと思ふんですけども、川の河口の遠い対岸で石を投げ合つていても仕方がない、やはりしっかりと議論すべきだ、場合によっては少しけがをすることがあつても、やはり右も左も、右も左もというのは思想的なことではありませぬけれども、兩岸にいる人たちがしつ

かり議論をして直すべきところは直していく、そういう姿勢で臨んでまいりたいと思つております。

○更田政府特別補佐人 行政機関の長としてお答えできることに限りはありますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の一つに、それぞれの責任はやはり独立して果たされるべきであらうということがあります。規制当局としての責任、それから事業者としての責任、さらに御地元等の関係者の御理解を得るという地元のプロセス、そして国会での御議論、こういふものはやはり変な混じり合い方をすべきではないと思ひます。おありませぬので、そういった意味で、大変申し訳ありませんけれども、国会で、立法院で御議論されるべき内容についてコメントを差し上げること

はするべきでないというふうなことを考へております。○小早川参考人 まず、当社は福島原子力発電所の事故の当事者という立場とそれからエネルギーを安定供給する立場の二面性がございまして、いづれの立場からでも、原子力発電につきましても、SプラススリーEの観点の下、エネルギーの活用という観点は非常に重要だというふうなことを考へております。

ただ、今更田委員長もおっしゃいましたように、事業者として安全性が確保されることが大前提でありますし、また、しっかりとした稼働をしていくためには地元の御信頼を得ることが必要だと考へております。

その上で、今般の当社が引き起こしました一連の事案につきましてもは大変痛恨の極みでございませぬ、まずは徹底的な原因究明、再発防止など、安全性向上に努めるべき立場にあるというふうな考へております。

先生の御提案の法案につきましては、安全規制、地域振興、処理水の処分の在り方など、政策として議論すべき事項が様々盛り込んであると認識しておりますが、当事者である当社としましてはコメントを差し控えていたいただきたいというふうな思ひます。国会において是非御議論いただ

ければというふうな思ひます。○足立委員 ありがとうございました。大変短くてもうすぐ終わっちゃうんですが、あ

と一問いきたいんですが、今申し上げた私どもの提案の中の一つ、賠償責任の原賠法というのがあるが、もう時間が無いのであれですが、ほかの委員会で何度か文科省にも質問してありますが、原賠法このまま変えない、変えることは検討もしてないという御答弁を確認させていただきま

す。無責任のよくないところは、結局私は無責任体制になるからだと思います。原賠法には、御承知のとおり、十六条に最終的には国が援助するからと書いてあるわけですが、電力会社に無責任を付与しながら、足りないときは国が援助するからと原賠法には書いてある。すなわち、まさに国策

として国が最終的な面倒を見るということになつてゐるものだから、何か規律づけがむちゃくちゃになつてゐるわけですね。一体、無責任体制です。規制委員会だけは、新しくできたから、私は評価してゐますが、やはり、その制度をもう一回見直さないと、世界標準の有限責任にする。有限責任にするというのには、別に、電力会社を許してあげる、助けてあげるという意味じゃなくて、果たすべき責任、国の責任と電力会社、民間会社の責任を法令の中でしっかりと位置づけていかなないと、いや、最後は援助するから、で、実際援助してゐるわけですね。

小早川社長、こういう、例えばこの賠償責任、今、無限責任です、しっかりと変えるべきだと思ひませぬか。

○小早川参考人 事業者であり当事者である当社としては、コメントを差し控えていただければというふうな思ひます。○足立委員 いや、だから、東電の最大の問題は、別に東電だけではない、日本の企業みんなそうですよ、言わない。言つたらいいんですよ。こんな事態になつてゐるのは法律が悪いんだと言わ

ないから、ずつとそういう無責任。ごめんさいね、政府・与党の皆様には失礼ですが、私も経産省にいましたけれども、担当したことはありませぬので今言つてゐるんですが。

やはり、福島第一原発事故の教訓を踏まれば、日本維新の会が五年以上前に提案をし、さらに、電力市場化の流れの中で、最新の政府の制度の上にもう一回位置づけ直した、新しい、かつ読みやすくなつてゐます、枚数も減らしました、皆さんに読んでいただけるように、発電用原子炉の運転が政治主導により行われることの明確化のための改革の推進に関する法律案、これを国会に出してありますので、是非また、この十年で終わりにやなくて、まさに改革の次の十年をつくらせていくことを国民の皆様にお誓ひして、また関係の皆様にお協力をお願いして、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、浅野哲君。〔渡辺委員長退席、富田委員長着席〕

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日、急遽、連合審査がセットされましたけれども、これまでの議論を聞いておりましたもそうであるように、本当にゆゆしき事態であるというふうにも私も認識をしておりますし、通常であれば、国会の中で大臣所信そして更田委員長の所信を聞いてしっかりと議論が始まるという慣例でしたけれども、それを、かつてなかった対応をして、今回、今日を迎えているということ、是非、小早川参考人には真摯な答弁を、正確な答弁をお願ひしたいと思ひます。

本日、私は、まず事実確認を中心にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、小早川参考人に伺いますが、今回のこの事案、東京電力が公表した資料を見ますと、まず最初にどの時点で気づいたのかという、一月二十七日に協力企業が侵入検知装置を誤つて損傷させる事案が発生して、それで分かつたということ

であります。

ここに於いて少し細かく教えていただきたいのですが、誤って損傷させた瞬間を目視で確認したのか、それとも、壊してしまったことを離れた場所から遠隔的に確認したのかということをお教えいただけますでしょうか。要するに、遠隔地からこういった損傷をちゃんと検知できる能力を持っていたかどうかということも含めて確認させていただきたいと思っております。

○小早川参考人 済みません。御質問にお答えしたいと思いますが、検知した方法自体はつかんでおりませんが、核セキユリテイの情報の管理の観点から、差し控えていただきたというふうに思います。

○浅野委員 では、質問をちよつと変えます。

協力会社が装置を破損させてしまった瞬間、破損したことは既に確認されていたんでしょ。確認できたのでしょうか、その現場で。

○小早川参考人 直ちに確認できていたというふうに報告を受けております。

○浅野委員 ありがとうございます。

では、次の質問に移りたいと思います。

今回の報告の中では、「不正な侵入を三十日を超える期間で検知できない状態になっていた可能性がある」というふうにご説明されています。この三十日という数字だけを見ても本当に大変深刻な事態だということに思うわけですが、具体的に、一か所以上検知できない状態がどのくらいの期間、延べあったのか。三十日以上という情報は我々聞かされていても、じゃ、実際、具体的に何日だったのか、この辺りの事実確認をさせていただけますでしょうか。

○小早川参考人 現時点でお答えできるのは、検査をいただいた二月の時点での十五か所中十か所が三十日以上経過しているという箇所が、代替措置が不十分な状態で三十日以上経過しているという御指摘があったということ、その部分についての事実は確認しております。

先生からの御質問において、どのぐらいの期間

でとか何か所所ということについては、これからしっかりと調査をしてみたいと思っておりますが、核セキユリテイに関わることで、先ほど別の先生の御質問にもお答えしましたとおり、どういふような故障がどういふ状態で、どういふふうな復旧に時間がかかるかなどの情報全てが、外部の脅威に対しての、外敵に対する脅威となり得ることだということに考えておりますので、この場での情報開示は差し控えていただきたというふうに思います。

○浅野委員 では、続いての質問をさせていただきます。

今、装置の一部の機能が不全状態にあったことが分かって修復に時間がかかったというところで、これまでの議論の中でも指摘をされたおりましたが、復旧にどれくらいの時間をかけたのかということ、なぜそれほどかかったのかということ、なせそれほどかかったのかを改めて整理して教えていただけますでしょうか。

○小早川参考人 御質問にお答えします。

復旧に要する時間は、故障の状況や交換部品の調達の時や遅延などによって変わってまいりますが、具体的な復旧日数につきましては、核物質防護に対する外部侵入の脅威や脆弱性に関わる内容となることから、回答は差し控えていただきたと思っております。

○浅野委員 これまで約三問質問してきましたが、全て核セキユリテイを理由にしっかりと答えたいと思っています。

じゃ、次の質問は少し観点を変えますが、今回、こういった不正侵入を検知できないような状況がずっと見過ごされてきた。なぜなのかという原因究明は今もなされていくことなんでしょうか。でも、一つの要因として、やはり、原子力に限らず、発電事業所の従業員の方々の業務過多というものがこれまで何度も指摘されてきておりますが、今いゆる働き方改革も進められておりますけれども、こういった業務の現場の繁忙感、これが一つの要因になってきたという可能性はどのように

認識されておりますでしょうか。

○小早川参考人 先生が御指摘の核物質防護の要員、いわゆる社員、社員要員は限られておりますので、御指摘の点も踏まえまして、今後、関係者からの聞き取りなど様々な観点から調査してまいりたいというふうに思います。

現時点で、業務の繁忙によって起こったかどうかはまだ特定できておりませんので、今後しっかりと調査してまいりたいと思っております。

○浅野委員 次の質問からは、更田委員長に、規制庁の皆さんにさせていただきませんが、これまでの質疑を通して、やはり、核セキユリテイの観点から答弁できない、詳細を説明できないことが一定程度あるのは理解するんですけども、その上で、その問題の原因と対策の妥当性でどうか、これからのような形で我々に、国民や我々国会に説明をするのか、これは、こういう情報の隠され方をされながら幾ら説明を受けても、理解しろという方が難しいと思っております。

ですから、今後の原因究明、そしてその説明の仕方については、東京電力の方でしっかりと御検討いただいて、是非納得できる説明をお願いしたいと思っております。

では、続いての質問に移りたいと思っております。

規制庁に伺います。

先ほども指摘されておりましたが、平成三十年の一月から令和二年の三月までにも同様なケースがあったということであり、当時はこれは把握に至らなかったわけですが、今回検査の仕方が変わったという部分も言及がありましたが、それだけが要因なんでしょうか。それ以外の原因があれば是非教えていただきたと思っております。

○更田政府特別補佐人 まず、こういった侵入を検知する設備の故障というのは、法律上は故障が起きても規制当局に通報するという義務を負わせておりません。法律上は、事業者は、十分な代替措置を取ることを義務を負っておりますけれども、機器の故障そのものについては通報する義務を負っていません。

を負っていません。

しかしながら、規制当局として、やはり核物質防護の状態がどういふ状態であるかということに知っておくことは重要であるということから、いわゆる通達といえますが、行政指導の形で各事業者、機器に故障があった場合には速やかに連絡をするようにという通知をしております。

そこで、これから先、ちよつと中身が申し上げにくいところはあるんですけども、ある地点の侵入検知装置に不具合があったときに、東京電力以外の各事業者は、一部に不具合があるとすぐに個別に規制庁に対して知らせてきます。ところが、東京電力の場合は、ごく一部の場合は、CAPという、今こういう改善活動をしていまして、この情報の中では伝えてくるんですけど、個別に連絡をするのではなくて、一部の機能喪失ではなくて、より深刻になって初めて連絡するということ、これはもう東京電力の選択の問題ではあるんですけども。

一月二十七日に私たちが報告を受けたのは、一部の機能喪失よりも少し、少しといいますが、一部の機能喪失よりも深刻になった状態で連絡があったことによつて、そのほかのことなわけです。

したがって、これは個別の事業者の裁量の問題ではあるんですけども、東京電力の場合には、一部の故障については一つ一つ規制当局に通報してくるという運用を取っていませんでした。そのために、私たちの、こういった、過去に一部の機能喪失があったと言っていることを知るのが遅れたという事実はあります。

それから、ちよつと、ついでで申し訳ありませんけれども、遠隔で確認する方法があるかというお尋ねにつきましては、核セキユリテイに関しては、情報セキユリテイの観点もありますので、遠隔で検知するようなシステムというのはむしろ禁じております。システムは外部から遮断するように要求をしております。

○浅野委員 追加の御説明もありがとうございます。

した。

その上で、次の質問なんですが、先ほど委員長の方から、重要度、赤、深刻度、S L I という仮の処分が、これは暫定の処分だったわけですけども、これが反論なしということで確定的になったという御発言がありました。

これが確定したら、じゃ、どうなるのかというところを伺わせていただきたいんですが、これが確定した場合、東京電力が有する資格や権能、できることの幅に制限が設けられたり、あるいは、これまでできたことができなくなったり、こういったことは起こるものなのでしょうか。

○更田政府特別補佐人 今回の評価の確定そのものによって東京電力が何かできることができなくなるということはありません。

○浅野委員 明快な御答弁ありがとうございます。

その上で、対応区分も第四区分となるというふうにございましたけれども、第四区分となると、これまでが第二だったものが第四になるということで、より深刻度としては増すわけでありまして、東京電力の事業活動上、どのような、こちらについても同じような質問になりますが、制限が発生するのか。こちらについて簡潔にお願いいたします。

○更田政府特別補佐人 今回は検査区分が四に移行いたしますので、私たちは二千時間人に相当する追加の検査を行います。ですので、東京電力はこの検査に応じる義務がありますので、これは東京電力にとっては大きな資源を使うということになるだろうと思います。

また、こういった深刻な評価を受けて、私たちが更に別の行政的な処分、何かを命ずる、命令を出す出さないについては、今後、引き続き、この部分は公開で議論ができますので、公開の委員会で議論をしていきたいと思っております。

命令を発出した場合には、東京電力の活動を制限することになります。

○浅野委員 そろそろ時間が来てしまいましたの

で、最後、大臣にお伺いしたいと思います。

今回、このような事例が発生してしまいましたけれども、これは決して東京電力固有の問題ではないと思えますし、ほかの事業所にも同じようなリスクがあると考えるのが妥当かと思えます。

規制庁の方も追加の検査を求めているということだったんですが、これは経産省としても、エネルギー行政を所管する立場として、東京電力の柏崎刈羽以外の事業所についても、同様な検査をしつかりと徹底して行い、報告を聴取するべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 この事案が発生してから、他の事業者にも、注意をするようにということですが、今、経済産業省から監督、指導をしているところがあります。

今委員がおっしゃったことも含めて、今後の検討課題であると思っております。

○浅野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。
午後五時五十二分散会

令和三年四月八日印刷

令和三年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C